

議案第 10 号

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 14 日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年関市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３７条第１項中「第４２条第３項第１号」を「第４２条第３項」に改める。

第４２条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第４２条第３項第１号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「、前項第２号」を「、第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

（１） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に
は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた
めの措置が講じられていること。

（２） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進
のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく
困難であること。

第４２条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。